



PwCベトナムニュースブリーフ

通関手続及び輸出入関 税に関する新政令

2025年7月





ご一読ください

政府は最近、税関手続および輸出入関税に関する現行のガイドラインを改正する政令67/2025および182/2025を発行しました。これらの政令は、6月末に制定され、関税法や輸出入関税法などを含む複数の法律を改正した法律90/2025/QH15の特定の規定にも指針を示しています。

主な変更点

政令167

本政令では、政令08/2015を改正し、政令59/2018を廃止しています。いくつかの重要な変更点は以下の通りです。

- 法律90に基づくみなし輸出入取引（ICEI）に関する新規制
- 認定事業者（Authorized Economic Operators, AEO）の認定に関する新たな条件、現地評価プロセス、文書、タイムライン
- 製造施設の通知・検査、以前に輸出された物品の再輸入、一時的に輸入し再輸出する物品、一時的に輸出し再輸入する物品に関する新たな手続き

ICEIおよびAEOに関する新規定は、7月1日から施行されますが、他の条項は8月15日から施行されます。

政令182

本政令では、法律第90号と整合させるため、輸出入物品に対する関税政策に関する政令第134/2016号および第18/2021号を改正します。科学技術、イノベーション、デジタル技術産業の発展に使用される特定の輸入品に対する免税措置を明確にし、拡大します。

政令182は、7月1日から発行されます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。

個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com



www.pwc.com/vn